

地方消費者行政強化交付金交付要綱

平成 30 年 3 月 28 日消教地第 73 号
改正 平成 30 年 5 月 31 日消教地第 236 号
改正 平成 31 年 2 月 28 日消教地第 82 号
改正 平成 31 年 3 月 28 日消教地第 148 号
改正 令和元年 8 月 29 日消地協第 38 号
改正 令和 2 年 3 月 27 日消地協第 58 号
改正 令和 2 年 6 月 12 日消地協第 143 号
改正 令和 3 年 3 月 26 日消地協第 44 号
改正 令和 4 年 3 月 22 日消地協第 44 号

(通則)

第 1 地方消費者行政強化交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 この交付金は、都道府県及び市町村等（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）の消費者行政の強化及び推進のために必要な経費を交付し、国として取り組むべき重要な消費者政策の推進のため、積極的に取り組む地方公共団体を支援する事業（以下「強化事業」という。）及び消費生活相談体制の維持・充実（消費生活センター等の整備、消費生活相談員の確保・増員や処遇改善、消費生活相談の質の向上を図るための取組等）、消費者問題解決力の高い地域社会作り（地域の見守りネットワークの推進、地域のリーダー育成、消費者教育・啓発の推進等）等による消費者行政推進に向けた地方公共団体の取組（以下「推進事業」という。）を支援することにより、地域の消費者の安全で安心な消費生活の実現及び地域の活性化に資することを目的とする。

(交付先)

第 3 交付金は、消費者庁長官が都道府県知事に対し、その申請に基づいて交付する。

(交付対象経費、流用の禁止)

第 4 交付金は、都道府県が行う交付金の管理、支出等に係る事業（以下「交付金事業」という。）に必要な経費を交付の対象とし、強化事業と推進事業に係る交付金は相互に流用してはならない。

2 交付対象経費の区分、対象経費及び交付率は別表のとおりとする。

(交付額の算定方法)

第5 交付金の交付額は、都道府県知事からの申請内容（都道府県及び管内市町村等において予定する事業の内容及び支出予定額）を踏まえ、予算額の範囲内で強化事業及び推進事業の実施のために必要とする経費について決定する。

なお、都道府県毎の総額の限度額（強化事業を除く。）については、以下に掲げる（i）、（ii）及び（iii）により算定された合計額（ただし、千円未満は切り捨てるものとする。）とする。

ただし、上記の限度額より申請額が少なく余剰が生じた場合等には、都道府県の交付金等の活用状況を踏まえ、予算の範囲内で限度額を変更することができる。

強化事業の留保額については、消費者庁長官が別に定めるものとし、予算額よりも各都道府県知事から申請を受けた事業の実施に必要な経費の合計額が多い場合は、各事業の実施に必要な経費について、予算額を事業の実施に必要な経費の合計額で除した割合により按分した額を交付するものとする。

（i）定額分 「地方消費者行政強化作戦 2020」（令和2年4月1日付け消地協第82号。以下「強化作戦 2020」という。）の達成状況に応じ以下の①、②の合計額を配分する。

① 消費生活センター設置都道府県人口カバー率

90%以上	800 万円
90%未満	400 万円

② 消費生活相談員配置都道府県人口カバー率

90%以上	400 万円
90%未満	200 万円

（注1）「消費生活センター設置都道府県人口カバー率」とは、各都道府県において、消費生活センター設置済市町村等の管内人口の合計を当該都道府県の管内人口で除したもの。

（注2）「消費生活相談員配置都道府県人口カバー率」とは、各都道府県において、消費生活相談員配置済市町村等の管内人口の合計を当該都道府県の管内人口で除したもの。

（注3）強化作戦 2020 の達成状況は、原則、交付額を決定する年の状況を都道府県に確認するものとし、確認できない場合は直近の「地方消費者行政の現況調査」（以下「現況調査」という。）で判断するものとする。

(ii) 底上げ分 財政力指数が以下の①、②の都道府県にそれぞれ定額を配分する。

- | | |
|-----------------|--------|
| ① 0.3 以上 0.4 未満 | 200 万円 |
| ② 0.3 未満 | 400 万円 |

(注4) 上記の「財政力指数」とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいう。

$$(iii) \text{ 変動分 } \quad X \text{ 円 } \times \frac{\text{都道府県 } i \text{ の人口} \times \alpha_i \times \beta_i \times \gamma_i}{\sum (\text{都道府県 } j \text{ の人口} \times \alpha_j \times \beta_j \times \gamma_j)}$$

X 円：消費者庁長官が別に定める額－（上記（i）＋（ii））－消費者庁長官が別に定める強化事業の留保額

都道府県 i：当該都道府県

都道府県 j：各都道府県

α_i ：都道府県 i 及び都道府県 i 管内市町村等の消費生活相談員の平均報酬額の引き上げに係る乗率。都道府県 i 及び都道府県 i 管内市町村等の消費生活相談員の平均報酬額の増減により、表1に該当する値とする。

表1：消費生活相談員の処遇改善の取組

	平均報酬額	乗率 α_i
A	前年比減	0.9
B	前年比同	1.0
C	前年比増	1.1

(注5) 平均報酬額は直近の現況調査で判断する。

β_i ：都道府県 i における地方消費者行政強化交付金等を活用した事業の効果に係る乗率。下記により算出される、指標ア～ウに基づく評価点の合計により表2に該当する値とする。

表2：事業の効果

	評価点合計	乗率 β_i
A	3	1.09
B	2	1.06
C	1	1.03
D	0	1.00

指標ア 相談員資格保有率

各都道府県及び管内市町村等における、相談員資格を保有している相談員数を管内の全相談員数で除したもの（以下「相談員資格保有率」という。）。そのうち、相談員資格保有率が直近で 75% に達した都道府県（①）が本指標において評価点 1 を得るものとする。なお、①が 10 都道府県に満たない場合は、①を除き、相談員資格保有率の大きい順に並べる。この序列における上位から順に、①と合計し 10 都道府県となるまで本指標において評価点 1 を得るものとする。

指標イ 相談員研修参加率

各都道府県及び管内市町村等における、1 回以上消費者行政関係の研修に参加した相談員数を管内の全相談員数で除したもの（以下「相談員研修参加率」という。）。そのうち、相談員研修参加率が直近で 100% に達した都道府県（①）が本指標において評価点 1 を得るものとする。なお、①が 10 都道府県に満たない場合は、①を除き、相談員資格保有率の大きい順に並べる。この序列における上位から順に、①と合計し 10 都道府県となるまで本指標において評価点 1 を得るものとする。

指標ウ 消費者安全確保地域協議会設置カバー率

各都道府県において、消費者安全確保地域協議会設置済市町村等の管内人口の合計を当該都道府県の管内人口で除したもの（以下「消費者安全確保地域協議会設置カバー率」という。）。そのうち、消費者安全確保地域協議会設置カバー率が直近で 50% に達した都道府県（①）が本指標において評価点 1 を得るものとする。なお、①が 10 都道府県に満たない場合は、①を除き、相談員資格保有率の大きい順に並べる。この序列における上位から順に、①と合計し 10 都道府県となるまで本指標において評価点 1 を得るものとする。

（注 6）指標ア、イは一部事務組合を除く。

（注 7）「相談員資格」とは、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 10 条の 3 に規定する消費生活相談員資格試験並びに不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う経過措置に関する内閣府令（平成 27 年内閣府令第 17 号）第 2 条に規定する資格を指すものとする。

(注 8) 指標イについては、当該年の新規採用の相談員は除く。

(注 9) 本乗率については、特段の事情がある場合を除き、原則として 3 年ごとに見直しを行うものとする。

(注 10) 指標ア、イの乗率については、直近の現況調査で判断するものとする。
指標ウの乗率については、9 月末時点の「消費者安全確保地域協議会設置状況」で判断するものとする。

γ_i : 自主財源等に係る乗率。次の①及び②のいずれも満たさない都道府県については、0.97 とする。

- ① 令和 3 年度当初予算における自主財源額を平成 29 年度比 3 % 以上増加
- ② 交付金依存度が 15% 以下

(注 11) 交付金依存度とは、令和 3 年度当初予算における広義の消費者行政予算（復興特別会計を除く。）に占める地方消費者行政強化交付金（推進事業）の割合をいう。

(注 12) ①及び②については、直近の現況調査で判断するものとする。

(交付申請)

第 6 都道府県知事は、交付金の交付を受けようとするときは、交付申請書（別紙様式 1）に関係書類を添えて、消費者庁長官が別に定める日までに消費者庁長官に申請するものとする。

- 2 前項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定及び通知)

第 7 消費者庁長官は、第 6 の規定による交付申請があったときは、その内容を審査の上、交付金の交付を決定するものとし、交付金の交付を決定したときは、交付金交付決定通知書（別紙様式 2）により、都道府県知事に通知するものとする。

- 2 第6の規定による交付申請書が消費者庁に到達してから交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(申請の取下げ)

- 第8 都道府県知事は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した申請書(別紙様式3)を消費者庁長官に提出しなければならない。

(交付の条件)

- 第9 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 交付金事業内容の変更及び経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、その旨を記載した申請書(別紙様式4)を消費者庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (3) 交付金事業を中止し、又は廃止する場合には、その旨を記載した申請書(別紙様式4)を消費者庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。
- (4) 交付金に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
- (5) 交付金に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式5による調書を作成し、これを交付金事業の完了の日(中止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (6) 交付金は善良な管理者の注意をもって管理し、第2の目的に反して、交付金を支出し、処分し、及び担保に供してはならない。
- (7) 都道府県知事は、毎年度交付金事業に係る決算終了後速やかに、別紙様式6による交付金事業実施状況報告を消費者庁長官に提出しなければならない。また、交付金事業の遂行及び支出状況について消費者庁長官の要求があったときは、速やかに別紙様式6による交付金事業実施状況報告を消費者庁長官に提出しなければならない。
- (8) 交付金を活用して行われる交付金事業の完了後には、交付金の残余额を国庫に返還しなければならない。
- (9) 上記のほか、交付金の管理、支出、交付金事業の実施、精算手続については、地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領の定めによるところとする。

(事業遅延の報告)

- 第10 都道府県知事は、交付対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合においては、速や

かに別紙様式 7 による事故報告書を消費者庁長官に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 1 1 この交付金の事業実績報告は、都道府県における全ての交付金事業が完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)した日から起算して 1 か月を経過した日又は交付金事業が完了した日が属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日まで
に別紙様式 8 及び 9 による報告書を消費者庁長官に提出して行わなければならない。ただし、交付金対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、事業年度終了実績報告は、翌年度の 4 月 30 日までに別紙様式 1 0 及び 1 1 による報告書を消費者庁長官に提出して行わなければならない。

2 第 6 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、前項の報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

(交付金の額の確定及び返還)

第 1 2 消費者庁長官は、第 1 1 の事業実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容(第 9 (1)に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事に通知するものとする。

2 消費者庁長官は、第 1 1 の事業実績報告に基づき交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を付して、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日(当該地方公共団体が当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は、90 日)以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第 1 3 都道府県知事は、第 1 2 第 1 項の規定に基づく交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式 1 2 による報告書により速やかに消費者庁長官に報告しなければならない。

2 消費者庁長官は、前項の報告を受けた場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還については、第 1 2 第 3 項の規定を準用する。

(交付金の支払)

第14 交付金は、第12の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により交付金の概算払を受けようとするときは、別紙様式13による概算払請求書を消費者庁長官に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書の規定に基づき、財務大臣との協議が整った日以降とする。

(是正のための措置)

第15 消費者庁長官は、第11の事業実績報告を受けた場合において、交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを都道府県知事に対して命ずるものとする。

(交付決定の取消し等)

第16 消費者庁長官は、第9(3)の交付金事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

(1) 交付金事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく消費者庁長官の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 交付金事業実施主体が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 交付金事業実施主体が、交付金事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 消費者庁長官は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部を国庫に返還することを命ずるものとする。

3 消費者庁長官は、第1項(1)から(3)までの場合による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(財産の管理等)

第17 交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 交付金事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに交付金事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具のうち、取得価格又は効

用の増加価格が単価 50 万円以上のものについては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定めている耐用年数を経過するまで、消費者庁長官の承認を受けないで、この交付金事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- 3 前項において、消費者庁長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（間接交付金交付の際付すべき条件）

- 第 18 都道府県知事は、交付金事業を行う市町村等に交付金を交付するときは、第 4、第 7 から第 17 までに準ずる条件を付さなければならない。

（間接交付金の支払）

- 第 19 都道府県知事は市町村等から支払請求があった場合であって第 14 に規定する支払を受けたときは、遅滞なく、間接交付金を市町村等に支払わなければならない。

（その他）

- 第 20 特別の事情により、第 5、第 6 及び第 11 に定める算定方法、手続によることができない場合には、消費者庁長官の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附則（平成 31 年 3 月 28 日消教地第 148 号）

この要綱は、改正の日から施行する。ただし、第 4 第 2 項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和元年 8 月 29 日消地協第 38 号）

この要綱は、改正の日から施行する。

附則（令和 2 年 3 月 27 日消地協第 58 号）

この要綱は、改正の日から施行する。ただし、第 4 第 2 項及び第 5 項（iii） δ_i は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 3 年 3 月 26 日消地協第 44 号）

この要綱は、改正の日から施行する。ただし、第 4 第 2 項及び第 5 項（iii） γ_i は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 4 年 3 月 22 日消地協第 44 号）

この要綱は、改正の日から施行する。ただし、第 4 第 2 項及び第 5 項（iii） γ_i は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(別表)

【地方消費者行政強化事業】

区分		対象経費の例	交付率
1. 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化	(1) 情報化対応の推進・自治体連携の促進による相談体制の維持・充実	①消費生活相談のデジタル対応を行うための体制整備	1/2 又は 1/3
		②相談員の業務のテレワーク化に向けた体制整備	
		③非対面型来所相談対応の強化	
		④消費生活協力員等の見守り活動の支援	
		⑤指定消費生活相談員及び主任相談員による相談機能の強化	
		⑥広域連携の立上げ	
	(2) (高齢者、障害者、外国人等) への配慮を要する消費者に対する相談・運用体制の整備・運用	①配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)への対応力強化	
		②消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の構築	
	(3) 消費者教育・啓発への取組	①新型コロナウイルス感染症に伴う対応、相談員等のメンタルケア等	
		②消費者教育の推進	
		③風評被害の払拭のための取組	
		④食品表示制度の普及・啓発	
		⑤適格消費者団体及び特定適格消費者団体設立に向けた支援	
	(4) S D G s への取組(エシカル消費、食品ロス削減等)	①エシカル消費の普及・促進	
		②消費者志向経営	
		③食品ロス削減の取組	

	確保への取組 の強化、事業者の コンプライアンス (5) 法執行体制	①価格監視・悪質事業者等への対応強化	事業委託費、人件費、執務参考資料の整備に係る費用、専門家の執務スペースの整備に係る費用、職員旅費、業務委託先である外部専門家の旅費	
		②公益通報者保護制度の推進	研修開催経費、シンポジウム開催経費、執務参考資料の整備に係る費用、講師謝礼・教材作成費、通報窓口の整備に係る費用、広報・啓発経費	
2. 国の重要政策に係る消費生活相談員レベルアップ事業	修する(1) 国が指定 へのテーマの研 加マ	以下に掲げる事項に関する消費者トラブル・契約トラブル防止に係る研修 ①社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応 ②配慮を要する消費者（高齢者、障害者、外国人等）への相談対応 ③消費者教育・消費者政策の普及啓発 ④消費者政策に関連する法改正等への対応	研修参加のための旅費・負担金	1 / 2
	研する(2) 国が指定 修するテーマでの 開催マ		研修開催経費	

【地方消費者行政推進事業】

区分	対象経費	交付率
1. 消費生活相談機能整備・強化事業		
①消費生活センター等の整備	消費生活センター等の新設、増設、拡充を図るために必要な事務所の設置、事務所の賃料（共益費その他これに類する経費を含む。以下同じ。）、事務所の改修、機材・事務用機器の設置、機材・事務用機器の賃料、執務参考資料購入、先行事例調査に要する謝金及び旅費、消費生活センター等に関する住民への周知に係る経費及び消費生活センター等の整備等の消費者行政の充実・強化の効果を把握するための調査経費	定額
②消費生活相談対応力強化のための専門家の活用	専門的知識を有する者を活用するために必要な講師謝金及び講師旅費	
③製品関連事故等の原因究明等のための機能強化	商品テスト機器の購入、試買品購入費等の調査費、専門家に商品テストの実施を依頼するための謝金及び旅費並びに商品テストを外部機関に委託するための経費	
④地方苦情処理委員会の開催、あっせん等の強化	委員手当、委員等旅費、講師謝金、講師旅費、会場借料、会議費及び調査費	
2. 消費生活相談員養成事業	[実務的研修の実施] 実務的研修の開催に必要な講師謝金、講師旅費、会場借料、研修に参加する者の宿泊に係る経費、教材作成・購入、その他管理に係る経費に相当する部分 [実務的研修への参加支援] (法人募集型) 日当、旅費 (自治体参加型) 会計年度任用職員については、給料、報酬、手当、費用弁償及び社会保険料。任期付短時間勤務職員については、給料、手当及び社会保険料。ただし、給料及び報酬については、一人の職員について、月額1万5千円を上限。	
3. 消費生活相談員等レベルアップ事業	[研修開催] 研修の開催に必要な講師謝金、講師旅費、会場借料、会議費及び教材作成・購入に係る経費に相当する部分 [研修参加支援] 消費者行政担当者が消費者行政に係る研修に参加するために必要な旅費、研修費及び教材費	
4. 消費生活相談体制整備事業	ア 以下の（a）～（c）に掲げる業務を円滑に実施するための （i）消費者行政担当者（常勤職員を除く。）の勤務時間及び勤務日数の拡大、 （ii）消費者行政担当者（常勤職員を除く。）の配置・増員、 （iii）消費者行政担当者による時間外勤務に係る経費 （a）消費者安全法第12条の規定に基づく消費者事故等の消費者庁への通知。例えば、消費者からの苦情相談等に係る情報のP I O - N E Tへの入力期間の短縮 等 （b）共通電話番号による全国的な相談窓口のネットワーク（消費者ホットライン）に参加することにより増加が見込まれる消費者からの苦情相談への対応。例えば、増加する相談に対応するために相談員を増員する 等 （c）相談分野の拡大など消費者行政の強化。例えば、新たな分野の相談対応の実施、休日相談の実施、消費生活センター等で実施する相談員養成のための実務的研修において、相談員が研修参加者へ助言・指導を行うこと、事業者指導・法執行機能の強化 等 イ 以下の（a）～（c）に掲げる業務を円滑に実施するための消費者行政担当者（常勤職員を除く。）の報酬引上げに係る経費 （a）苦情相談における「あっせん」の実施 （b）管内の消費生活相談員等に対する助言・指導 （c）アの（a）のうち、重大事故その他の消費者事故等の情報の分析に関する業務等 ウ 会計年度任用職員に対しては、給料、報酬、費用弁償、社会保険料（雇用主負担）、時間外勤務手当及び制度移行後に新たに発生した各種手当。任期付短時間勤務職員に対しては、給料、手当及び社会保険料（雇用主負担）、常勤職員に対しては、時間外勤務手当。	
5. 市町村等の基礎的な取組に対する支援事業	・市町村等における消費生活相談等の体制整備やその水準向上に向けた取組を支援するために都道府県が実施する事業で、1.の事業内容に準ずるものについては、1.を準用 ・市町村等の取組を支援するための消費者行政担当者については、4.を準用	
6. 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業	消費生活相談員等の雇入れ等の経常的な経費を除き、当該事業の実施に必要な経費	
7. 消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務	当該事務に要する経費として明確に区分されるもの	

(別紙様式 1)

第 号
令和〇年〇月〇日

消費者庁長官 〇〇 〇〇殿

〇〇 (都道府) 県知事 〇〇 〇〇

地方消費者行政強化交付金の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- | | | | |
|---|----------------------|---|----|
| 1 | 交付申請額 | 金 | 千円 |
| 2 | 交付金事業経費所要額調書 (別紙 1) | | |
| 3 | 強化事業実施計画書 (別紙 2) | | |
| 4 | 関係書類 | | |
| | (1) 歳入歳出予算 (見込み) 書抄本 | | |
| | (2) その他参考となる書類 (別添) | | |

(別紙 1)

交付金事業経費所要額調書

交付金事業に要する経費 の支出予定額	第 5 により算出された合 計額	交付金所要額
千円	千円 (消費者庁記入欄)	千円 (消費者庁記入欄)

交付金事業に要する経費の支出予定額詳細

主な経費区分	支出予定額
1. 強化事業	千円
2. 消費生活相談体制の維持・充実（推進事業）	千円
3. 消費者問題解決力の高い地域社会作り（推進事業）	千円
4. その他消費者の安全・安心確保のための事業（推進事業）	千円

(注) (交付金の算定方法) 第 5 の算定の際の参考とする。

(別紙2)

令和 年度強化事業実施計画書

当申請は、令和 年度の事業経費の申請に当たり、実施内容やスケジュール・経費等、当該事業全体の計画を説明するものである。

1. 実施主体

自治体名	(都道府県名)		法人番号	
担当課・室名				
所在地				
連絡先	電話			
	E-mail			

2. 事業概要

事業メニュー※1					
事業名					
事業費※2 (交付対象事業の 経費)		千円	交付申請額※2 (事業費の1/2又は1 /3以内の額を記入する こと)		千円

※1 複数のメニューの要素を含む場合は、複数のメニューを選択すること。
2. 国の重要政策に係る消費生活相談員レベルアップ事業「(1) 国が指定するテーマの研修への参加」は、管内市区町村の内容を取りまとめて作成すること。

※2 税込みの金額とすること。
2. 国の重要政策に係る消費生活相談員レベルアップ事業は、交付率1/2

3. 事業内容

事業の目的			
達成目標			
施策内容 とスケ ジュール			
事業の 検証方法		「その他」の 内容	

4. 事業経費（交付対象となる事業に係る経費）

費目・積算内容		金額（千円）
合計		

(別紙様式 2)

消地協第 号

地方消費者行政強化交付金交付決定通知書

〇〇（都道府）県知事 殿

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった地方消費者行政強化交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法第 8 条の規定により通知する。

令和〇年〇月〇日

消費者庁長官

- 1 交付金の交付の対象となる経費は、「地方消費者行政強化交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）第 4 に定める経費である。
 - 2 交付金の額は、次のとおりである。ただし、交付対象経費の内容が変更された場合において、交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。
- | 交付金の額 | 金 | 千円 |
|-------|---|----|
|-------|---|----|
- 3 この交付金は、交付要綱第 8 から第 10 までに掲げる事項を条件として交付するものである。
 - 4 交付対象事業に係る実績報告は、交付要綱第 11 に定めるところにより行わなければならない。
 - 5 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和〇年〇月〇日とする。

(別紙様式3)

第 号
令和〇年〇月〇日

地方消費者行政強化交付金交付申請取下届出書

消費者庁長官 〇〇 〇〇殿

〇〇（都道府）県知事 〇〇 〇〇

令和〇年〇月〇日付〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のありました標記交付金については、下記のとおり不服があるので、地方消費者行政強化交付金交付要綱第8の規定に基づき、交付申請を取り下げます。

記

- 1 交付申請年月日及び番号
- 2 交付金の額
- 3 不服のある交付の決定の内容又は交付決定に付された条件
- 4 取り下げる理由

(別紙様式4)

第 号
令和〇年〇月〇日

地方消費者行政強化交付金変更（中止又は廃止）承認申請書

消費者庁長官 〇〇 〇〇殿

〇〇（都道府）県知事 〇〇 〇〇

令和〇年〇月〇日付〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、地方消費者行政強化交付金交付要綱第9（〇）の規定に基づき申請する。

記

- 1 変更（中止又は廃止）の内容
- 2 変更（中止又は廃止）を必要とする理由
- 3 変更後の交付金事業に要する経費、交付対象経費及び交付金の配分額
（新旧対比）
- 4 その他参考となる書類
- 5 同上の算出基礎
（別紙1） 交付金事業経費所要額調書（変更）

（注）中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

（別紙1）については、経費の配分の変更を伴わない変更の場合は、省略可とする。

(別紙 1)

交付金事業経費所要額調書 (変更)

	交付金事業に要する経 費の支出予定額	第 5 により算出された 合計額	交付金所要額
変更前	千円	千円 (消費者庁記入欄)	千円 (消費者庁記入欄)
変更後	千円	千円 (消費者庁記入欄)	千円 (消費者庁記入欄)

交付金事業に要する経費の支出予定額詳細

主な経費区分	支出予定額 (変更前)	支出予定額 (変更後)
1. 強化事業	千円	千円
2. 消費生活相談体制の維持・充実 (推進事業)	千円	千円
3. 消費者問題解決力の高い地域社会作り (推進事業)	千円	千円
4. その他消費者の安全・安心確保のための事業 (推進事業)	千円	千円

(別紙様式5)

地方消費者行政強化交付金調書

令和〇〇年度 内閣府所管

国		都道府県						備考
歳出 予算 科目	交付 決定 額	歳入			歳出			
		科 目	予 算 現 額	収 入 見込額	科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	

(記入要領)

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで）を記載すること。
- 2 「都道府県」の「科目」は、歳入にあっては款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、当初予算額、補正予算額の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 5 交付金分について記載すること。

(別紙様式 6)

第 号
令和〇年〇月〇日

消費者庁長官 〇〇 〇〇殿

〇〇 (都道府) 県知事 〇〇 〇〇

地方消費者行政強化交付金交付要綱第 9 (7) に
基づく交付金事業実施状況報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり提出する。

- 1 交付金事業実施状況報告
別紙のとおり
- 2 関係資料
 - (1) 当該年度の歳入歳出決算 (見込み) 書抄本
 - (2) その他参考となる資料

(別紙様式 7)

第 号
令和〇年〇月〇日

地方消費者行政強化交付金事業事故報告書

消費者庁長官 〇〇 〇〇殿

〇〇（都道府）県知事 〇〇 〇〇

令和〇年〇月〇日付〇〇第〇〇号で交付決定を受けた標記交付金事業について、下記の事故が発生したので、地方消費者行政強化交付金交付要綱第 10 の規定により、下記のとおり報告する。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 交付金事業の現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった措置
- 5 交付金事業の遂行及び完了の予定
- 6 添付書類
事故に係る事業の種目ごとに上記の各項目が分かる資料

(別紙様式8)

第 号
令和〇年〇月〇日

消費者庁長官 〇〇 〇〇殿

〇〇(都道府)県知事 〇〇 〇〇

地方消費者行政強化交付金の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付精算額 金 円
- 2 交付金事業実施状況調書(別紙)
- 3 関係書類
 - (1) 歳入歳出決算(見込み)書抄本
 - (2) その他参考となる書類

(別紙)

交付金事業実施状況調書

(強化事業)

事業名	実施期間	支出状況	事業実施状況	支出額うち 市町村等事業
地方消費者行政強化事業		円		円

(推進事業)

事業名	実施期間	支出状況	事業実施状況	支出額うち 市町村等事業
1. 消費生活相談機能整備・強化事業		円		円
2. 消費生活相談員養成事業		円		円
3. 消費生活相談員等レベルアップ事業		円		円
4. 消費生活相談体制整備事業		円		円
5. 市町村等の基礎的な取組に対する支援事業		円		円
6. 地域社会における消費者問題解決力に関する事業		円		円
7. 消費者安全法第 47 条第 2 項の規定に基づく法定受託事務		円		円
合計額		円		円

(別紙様式 9)

強化事業実績報告書

1. 事業について (基本事項)

自治体名	(都道府県名)	法人番号	
事業メニュー※			
事業名			

※複数のメニューの要素を含む場合は、複数のメニューを選択すること。

2. 事業内容

実施内容	
事業成果	

3. 事業の検証

事業の目的・達成目標に対する評価	
今後の課題と方針	

4. 事業経費

今年度の事業に係る支出額 (実績)	円
交付金充当予定額	円

支出額内訳 (実績ベース)	
費目・積算内容	金額 (円)
合計	

(別紙様式 10)

第 号
令和〇年〇月〇日

消費者庁長官 〇〇 〇〇殿

〇〇 (都道府) 県知事 〇〇 〇〇

地方消費者行政強化交付金の事業年度終了実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 年度内実施額 金 円
- 2 交付金事業年度終了実施状況調書 (別紙)
- 3 関係書類
参考となる書類

(別紙)

交付金事業年度終了実施状況調書

(強化事業)

事業名	実施期間	年度内実施額	事業実施状況	年度内実施額 うち市町村等 事業
地方消費者行政強化事業		円		円

(推進事業)

事業名	実施期間	年度内実施額	事業実施状況	年度内実施額 うち市町村等 事業
1. 消費生活相談 機能整備・強化事業		円		円
2. 消費生活相談 員養成事業		円		円
3. 消費生活相談 員等レベルアップ 事業		円		円
4. 消費生活相談 体制整備事業		円		円
5. 市町村等の基 礎的な取組に対す る支援事業		円		円
6. 地域社会にお ける消費者問題解 決力に関する事業		円		円
7. 消費者安全法 第 47 条第 2 項の 規定に基づく法定 受託事務		円		円
合計額		円		円

(別紙様式 11)

強化事業年度終了実績報告書

1. 事業について (基本事項)

自治体名	(都道府県名)		法人番号	
事業メニュー※				
事業名				

※複数のメニューの要素を含む場合は、複数のメニューを選択すること。

2. 事業内容

実施内容	
------	--

3. 事業経費

今年度の事業に係る実施額	円
交付金充当予定額	円

実施額内訳	
費目・積算内容	金額 (円)
合計	

(別紙様式 12)

第 号
令和〇年〇月〇日

消費者庁長官 〇〇 〇〇殿

〇〇 (都道府) 県知事 〇〇 〇〇

地方消費者行政強化交付金に係る消費税等仕入控除税額報告書

令和〇年〇月〇日付〇〇第〇〇号で交付決定を受けた標記交付金について、地方消費者行政強化交付金交付要綱第13第1項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 地方消費者行政強化交付金交付要綱第12第1項の規定による交付金の額の確定額

(令和〇年〇月〇日付〇〇第〇〇号による額の確定通知額)

金 円

- 2 交付金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 金 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額
金 円

- 4 交付金返還相当額 (3の金額から2の金額を減じて得た額) 金 円

- 5 添付書類

※事業実施主体ごとの内訳資料その他参考となる資料、記の各項目が分かる資料

(別紙様式 13)

第 号
令和〇年〇月〇日

消費者庁長官 〇〇 〇〇殿

〇〇 (都道府) 県知事 〇〇 〇〇

地方消費者行政強化交付金概算払請求書

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記により金 円を概算払によって交付を受けるため、地方消費者行政強化交付金交付要綱第14第2項の規定により、下記のとおり請求する。

区分	交付決定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残高 A－(B+C)	事業完了予定 年 月 日
	円	円	円	円	

【振込先】

金融機関名：

支店名：

口座名義 (漢字)：

口座名義 (カナ)：

口座種別：普通・当座・別段

口座番号：

【本件責任者】

氏名：

連絡先：

【担当者】

氏名：

連絡先：